

香川県水道広域化協議会 中間とりまとめ(概要)

～将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できる

運営基盤の確立を目指して～

I 県内水道事業の現況と課題

1 現況

- 給水量、給水収益の減少
- 香川用水の取水制限の頻発化、県内水源の供給力の低下
- 施設の老朽化に伴う大量更新
- 全国平均を大きく下回る施設の耐震化
- 施設整備水準や水道料金に格差
- 今後10年間で約半数の職員が定年退職

2 課題

- 給水量、給水収益の減少を踏まえた業務の効率化、施設の最適化による経営基盤の強化
- 香川用水の取水制限等への対応
- 施設の計画的な更新と早急な耐震化の推進
- 施設整備水準や水道料金などサービスの平準化
- 危機管理体制の整備
- 職員数の最適化と技術力の継承

II 県内水道の広域化に関する基本方針

1 広域化の必要性

県内水道事業者が抱える課題に、各水道事業者が単独で対応していくには限界があり、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給できる運営基盤を確立していくためには、水道事業者が広域的な見地から連携・協力していく「水道の広域化」が有効な手段であり、広域化を推進していく必要がある。

2 県内水道事業の将来像・広域化の範囲

県内水道事業の将来像の理想形としては、業務の効率化等による経営基盤の強化、香川用水の取水制限等への対応や危機管理の観点から、「県内1水道」が望ましいと考えられ、島しょ部を含めた県内全域を対象とした広域化を推進していく必要がある。

ただし、水道事業者間で、施設整備水準や水道料金に格差があり、各水道事業者の状況や意向に十分に配慮する必要がある。

3 広域水道事業の運営母体

広域化に当たっては、市町と県の両方のノウハウが必要であることから、市町と県が構成団体となつて、広域水道事業を管理運営する企業団（地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合）を基本に検討する。

4 広域化の形態

- 広域化の形態については、業務の効率化等による経営基盤の強化、さらには国庫補助金の活用などを考えると、事業統合が最も効果的であるが、一方で、水道事業者間で施設整備水準や水道料金に格差があり、最初から事業統合にこだわった場合には、広域化の阻害要因となるおそれがある。
- このため、事業統合による「県内1水道」を目指すことを基本としながら、各水道事業者の状況や意向を踏まえながら、業務の共同化を含め弾力的に対応し、できるかぎり多くの水道事業者が広域化に参画できるように配慮する。

5 広域化の進め方・スケジュール

県内水道事業は、県民生活や経済活動を営むために最も重要なライフラインのひとつであり、その広域化に当たっては、水道水の安定供給に支障が生じることがないように、十分に準備を行う必要があり、次のようなステップを踏まえた進め方が考えられる。

ステップ5	「県内1水道」に向けた協議	平成33又は34年度～
ステップ4	企業団への事業統合等の促進	随時
ステップ3	企業団設置 広域水道事業の開始	平成28又は29年度～
ステップ2	広域化基本協定締結 広域水道事業体設立準備協議会による設立準備	平成26年度～ 平成27又は28年度
ステップ1	広域水道事業体検討協議会による検討	平成25年度～

※このスケジュールは、目標として示したもので、今後の協議状況に応じて見直していく。

6 広域化に当たっての留意事項

- 中讃地区工業用水道事業について、県営水道用水供給事業と一体の施設等があることから、広域水道事業と一体的に管理運営する。
- 下水道事業について、広域水道事業の業務と一元的に処理することが可能な業務については、できる限り、企業団が委託を受けて実施する。
- 広域水道事業においても、民間事業者等に委託した方が効率的な業務については、委託する。
- 各市町は、広域化実施後においても、企業団と協力しながら、当該市町における漏水対策や水利関係者との調整、節水広報を行う。
県は、香川用水に関する関係機関との調整をはじめ、水資源対策を推進する。
- 県水道広域化協議会は、「県内水道の広域化に関する基本方針」等の取りまとめ後においては、引き続き、広域化の状況を把握しながら、随時、「県内1水道」に向けて協議・検討を行う。

Ⅲ 広域水道事業の運営母体に関する構想

1 広域水道事業の運営母体の役割

企業団は、県内全域で、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給するため、業務の効率化、水源の一元管理、浄水場等の統廃合による施設の最適化を図るとともに、経営基盤を強化し、計画的な施設の耐震化・更新などを推進していく。また、広域水道事業と併せて、中讃地区工業用水道事業の管理運営を行うとともに、市町の下水道事業に関する業務の一部について委託を受けて実施する。

2 組織体制

(1) 組織形態

広域水道事業の運営母体の組織形態は、企業団とする。

(2) 組織機構

① 議会

企業団の議決機関として、企業団議会を置き、議会の議員の定数、選出方法及び任期については、企業団の規約で定める。

② 執行機関

ア 企業長

地方公営企業法の規定に基づき、企業団の管理者として企業長を置き、その選任方法は、構成団体の長の共同任命又は規約の定めるところによる。

イ 補助機関

副企業長及びその他職員は、企業長が任命するほか、部、課、出先機関を置く。

③ 監査委員

監査委員の定数2人とし、企業長が、議会の同意を得て選任する。

④ 運営協議会

企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算などの重要事項を協議するため、構成団体の長で構成する運営協議会を設置する。

(3) 職員

① 職員の定数

企業団の設立当初は、現行職員数と同程度の職員数を確保し、順次、業務の効率化を図りながら、同程度の規模の水道事業体の職員数と同程度を目指していく。

② 職員の身分等

当分の間、構成団体から職員を派遣することにより対応するとともに、企業団への身分移管、企業団による新規採用を検討していく。

3 業務

(1) 総務・経理・営業関係業務

① 総務・経理関係

- ・総務、人事、経理など企業団の管理運営業務は、集中管理により業務の効率化を図る。
- ・各種電算システムについては、調整・統一し、開発・運用コストを削減する。なお、広域化に先行して、財務会計システムの共同化を検討する。

② 営業関係

ブロック毎にお客様センターを設置し、料金収納、給水契約などについてワンストップサービス化を図る。なお、広域化後の当分の間は、市町にお客様センター連絡窓口を設置する。

(2) 管理関係

① 水源管理

水源について、効率的な取水、香川用水の取水制限時などにおける安定的な給水を確保するため、香川用水及び県内水源の一元管理を行う。

② 管路の維持管理等

管路維持管理や事故対応、給水施設設置工事の受付・審査のため、ブロックごとに管理センターを設置し、迅速な事故対応、業務の効率化を図る。

③ 浄水場等の維持管理

基幹浄水場を中心に運転監視業務を集中化し、業務の効率化・省力化、監視レベルの向上を図る。

④ 水質管理

水質管理の一元化及び水質事故等への対応のため、水質管理センターを設置し、安全性を確保する。

(3) 危機管理業務

① 大地震等災害への対応

- ・水道施設の耐震化の推進、水源の一元管理・緊急用連絡管整備によりバックアップ体制を強化する。
- ・危機管理マニュアルの作成、被災地域への集中対応、災害時応援協定の締結、資機材の備蓄を行う。

② 香川用水の取水制限等への対応

- ・香川用水及び県内水源の一元管理を行うとともに、必要に応じて、地域間調整や宝山湖の活用などにより、県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめる。
- ・香川用水取水制限等への対応マニュアルを作成し、節水広報、給水制限や島しょ部を含めた応急給水などの体制を整備する。

③ 事故等への対応

管路事故や水質事故時等の対応マニュアルを作成するとともに、緊急連絡体制等を整備する。

4 施設整備

広域水道事業の水道施設の整備については、各施設整備状況を踏まえながら、次に掲げる事項を重点事項として整備計画を作成し、計画的に実施する。

また、国の水道広域化促進事業を積極的に活用して、企業団設立（又は広域化基本協定締結）から10年間に、集中的に施設整備を推進し、施設整備水準の平準化を図る。

① 水源の一元管理を行い、水源の有効活用、予備水源の確保を図る。

② ブロックごとに、浄水場等の統廃合や規模の最適化を検討する。

③ 施設の耐震化・更新を積極的に推進する。

5 水道料金に関する基本的考え方

水道料金の変更は、需要者に直接影響が生じるため、段階的に統一するなどの激変緩和措置を講じる必要があり、事業統合当初は事業統合前の料金を継続し、段階的に料金の統一を目指していくことが考えられる。なお、料金統一までの間及び料金統一後当分の間は、旧の事業毎に区分経理し、費用と収益のバランスを確認しながら進めていくことが必要である。

6 費用負担に関する基本的考え方

- ・広域水道事業の管理運営に要する経費について、国の水道広域化促進事業に伴う出資など繰出基準に基づく市町一般会計から企業団への出資、財政や施設整備水準の平準化を図るための費用及び区分経理により損失が生じた場合の負担などについて、負担等の明確化・公平化を図る観点から、ルール化する。
- ・中讃地区工業用水道事業の会計は、水道事業会計とは別会計で処理し、水道事業等との共通経費の負担割合について取り決める。
- ・下水道事業の受託業務に要する経費は、水道事業会計とは別会計で処理、委託を行う市町の負担とする。

IV 広域化の効果

県内水道の広域化に関する基本方針及び広域水道事業の運営母体に関する構想に基づき、広域化を推進した場合には、次のような効果が期待できる。

(1) 香川用水の取水制限等への対応の強化

水道事業を広域化し、水源の一元管理、浄水場の統廃合や連絡管の整備を行うことにより、地域間調整が行いやすくなり、香川用水の取水制限等への対応力を強化し、水道水の安定供給を確保することができる。

また、広域水道事業において、広域的な予備水源確保の観点から、効率的な水源開発等を自ら行うことが可能になる。

(2) 水道施設の耐震化・更新の推進

事業統合を行った場合には、国の広域化促進事業による補助（補助率 1/3）や一般会計からの出資に対する交付税措置（元利償還の 1/2）があり、限られた財源で、計画的に施設の耐震化・更新を推進することができる。

このことにより、大地震が発生した場合でも、水道施設への被害を最小限にとどめ、速やかな応急復旧が可能になる。

※水道施設の耐震化率の状況 (％)

		浄水場	配水池	総管路	基幹管路
香川県	H22	2.1	30.3	4.2	10.3
全国平均	H22	18.7	38.0	※9.6	18.4
全国予測	H35	24.5	63.5	20.9	46.9
	H55	35.3	100	37.0	89.4

※H21 年度値

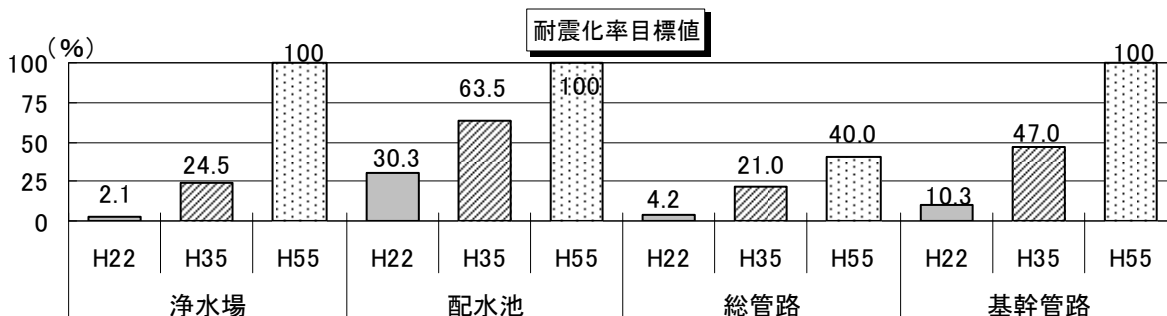
(3) 県内水道事業の経営基盤の強化

- 広域化により、浄水場の統廃合による建設改良費・維持管理費の削減、各種業務・電算システムの統合や職員数の適正化などによる経費の節減が可能となり、経営基盤の強化とともに、水道料金の上昇を抑制することができる。
- 広域化のスケールメリットを活かし、専門職員を確保しながら、職員数の適正化が可能になる。

○広域化の効果に関するシミュレーション

1 シミュレーションの目的と考え方

耐震化率の目標値を全国平均程度に定め、単独で事業継続した場合と、広域化で事業統合(県内一水道)し、浄水場の統廃合や業務の共通化等を行った場合について、建設改良費や職員数と人件費、供給単価などを30年間シミュレーションすることにより、広域化による事業統合の経費面での効果を検証する。



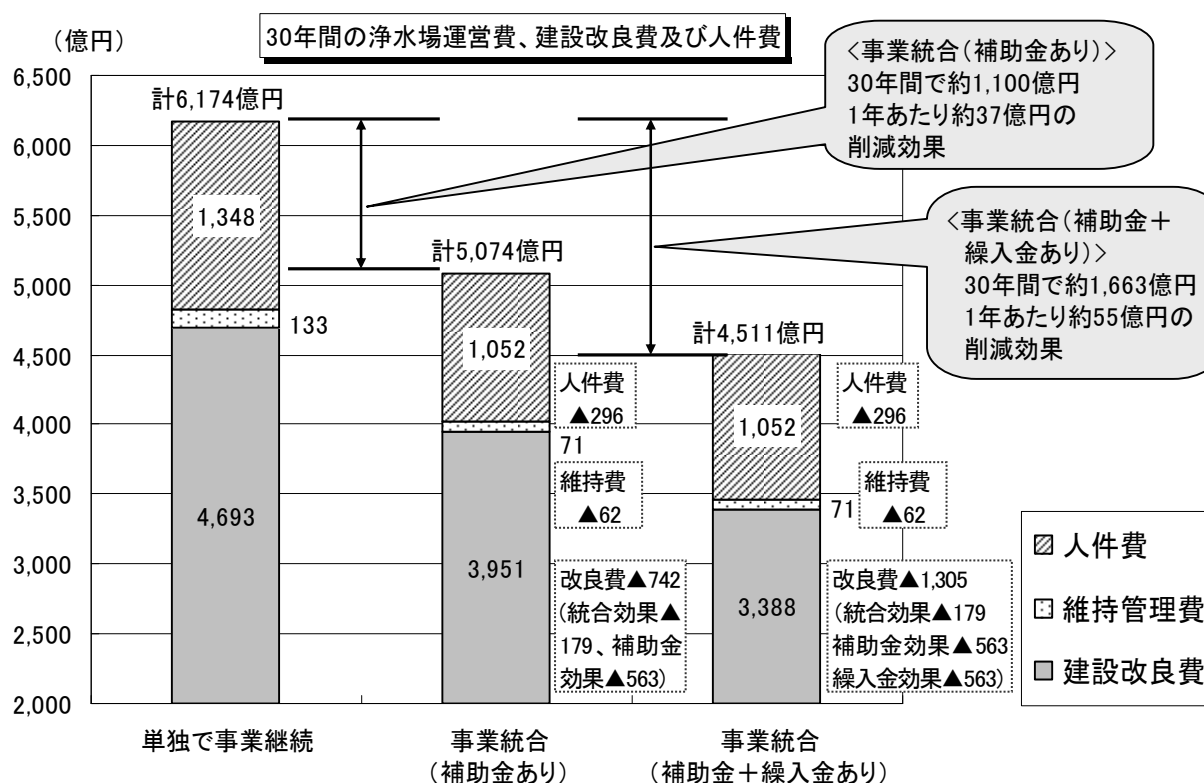
2 シミュレーション結果

広域化で事業統合した場合は、単独で事業継続した場合に比べ、補助金を考慮すると30年間で約1,100億円、補助金及び一般会計繰入金を考慮すると1,663億円の経費削減効果が生じる結果となった。また、供給単価については、1割から1.5割程度、低くなる結果となった。

(1) 浄水場維持管理費、建設改良費、人件費及び補助金等 (30年間)

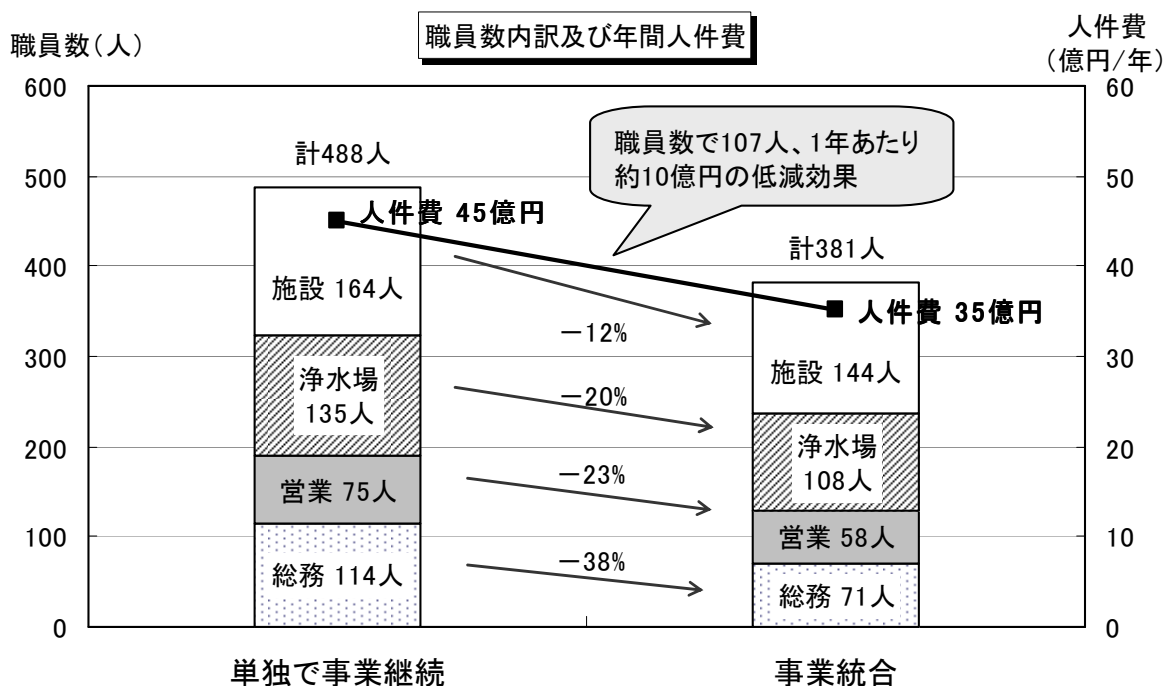
浄水場維持管理費、建設改良費、人件費を県内全体で30年間比較すると、単独で事業継続した場合は6,174億円必要だが、広域化で事業統合した場合は、建設改良費が補助金を考慮すると▲742億円、人件費が▲296億円減少する等、5,074億円となる。

また、繰入金も考慮すると建設改良費が▲1,305億円減少し、4,511億円となる。



(職員数内訳及び年間人件費)

現在の県内全体の職員数は488人であるが、事業統合により浄水場の統廃合及び業務の共通化等を行った場合は、381人の業務体制が可能となる。



(2) 供給単価の見通し

単独で事業継続した場合の県内全体の供給単価は、現在の175円から平成55年には319円に上昇するが、広域化による事業統合を行った場合は、補助金を考慮すると284円、繰入金も考慮すると266円までの上昇に抑えることが可能となる。

